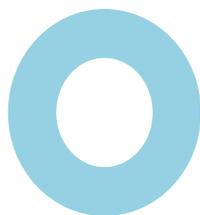


接骨院・整骨院(柔道整復師)の正しいかかり方

接骨院や整骨院の柔道整復師による治療は、船員保険の対象となる範囲が限られています。

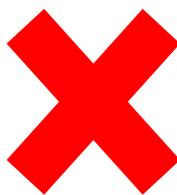


船員保険が
使えます

骨折、脱臼 (応急手当以外は医師の同意が必要)

外傷性が明らかな捻挫、打撲など

船員保険適用



船員保険が
使えません

日常生活における単なる疲労・
肩こり・筋肉疲労

病気が原因で起こる痛みやこり
(神経痛、ヘルニア等)

脳疾患後遺症等の慢性病

マッサージ代替りの利用

全額自己負担

申請内容によっては、加入者様に文書などで負傷原因や治療内容を確認させていただく場合があります。
船員保険の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます!

